

令和6年度

学校等監査結果報告書

令和7年2月

焼津市監査委員

目 次

総 括	1
《 監 査 結 果 》	3
小 ・ 中 学 校		
幼 稚 園		
地域交流センター		
全 体 意 見		

総 括

1 監査の基準

焼津市監査基準（令和2年焼津市監査委員告示第3号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による学校等監査

3 監査の対象

監査の対象は次表のとおりである。市立小学校、市立中学校、市立幼稚園、市立保育園、地域交流センターにおける財務事務の執行状況、準公金の取扱い、学校施設の管理状況等について監査を実施した。

小学校	焼津東小学校、焼津西小学校、焼津南小学校、 <u>豊田小学校</u> 、小川小学校、東益津小学校、 <u>大富小学校</u> 、和田小学校、港小学校、黒石小学校、大井川東小学校、 <u>大井川西小学校</u> 、 <u>大井川南小学校</u>
中学校	焼津中学校、大村中学校、 <u>豊田中学校</u> 、小川中学校、東益津中学校、 <u>大富中学校</u> 、和田中学校、港中学校、 <u>大井川中学校</u>
幼稚園	大富幼稚園、 <u>さつき幼稚園</u> 、静浜幼稚園、静浜幼稚園下藤分園、 <u>大井川西幼稚園</u> 、 <u>大井川南幼稚園</u>
保育園	小川保育園、石津保育園、旭町保育園、大井川保育園
地域交流センター	焼津地域交流センター、 <u>豊田地域交流センター</u> 、小川地域交流センター、東益津地域交流センター、 <u>大富地域交流センター</u> 、和田地域交流センター、港地域交流センター、大村地域交流センター、 <u>大井川地域交流センター</u>

学校等監査は3年に1度のサイクルで現地調査を実施している。下線の学校等は令和6年度の現地調査対象。

4 実施日、実施場所及び範囲

実施日	実施場所	監 査 の 範 囲
令和6年10月 4、8、9、10日	各小中学校、幼稚園及び地域交流センターで実施	令和6年度における事務事業の執行状況 (必要に応じて、過年度の事務事業も対象とした。)

5 監査の着眼点

監査基準に掲げる監査等の目的を着眼とした。

学校等監査の着眼点

(1) 財務に関する事務の執行が法令に適合しているか。

- (2) 準公金に関する事務の執行が適正に行われているか。
- (3) 現金、通帳、郵券等の金券などの管理が適正に行われているか。
- (4) 備品や薬品の保管が適正に行われているか。
- (5) 施設の安全点検や修繕が適正に行われているか。

6 監査の実施内容

定期監査実施計画に基づき、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明を聴取した後、質疑を行って実施した。

7 監査の結果

監査を実施した結果、事務事業や財務に関する執行等については、おおむね適正に執行されていると認められた。

※用語解説

指摘事項：重大な法令違反、著しく公平性・経済性・効率性・有効性に欠ける事業又は行為、指示しても改善されない事業又は行為で措置や改善を求めるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められたもの

指示事項：指摘には至らないが、事務処理等に措置や改善を求めるもの

所見：検討や要望を求めるもの

1 監査結果

(1) 小学校

監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

(2) 中学校

監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

(3) 幼稚園

監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

【所見】

公立幼稚園のあり方

少子化の進行や家庭の就労状況等の社会情勢の変化により、市立幼稚園の園児数が年々減少しており、今後もさらなる減少が予想される。しかしながら、個別支援を必要とする園児は増加傾向にあり、市立幼稚園の役割も変化している。

質の高い幼児教育の推進のため、私立幼稚園との連携を深めるとともに、園児数の減少に対応し、子どもにとってより良い教育・保育の提供を研究されたい。

(4) 地域交流センター

監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

【所見】

利用者拡大への取組み

令和6年4月1日から「地域交流センター」に移行したことにより「交流・活動・生きがづくり」の拠点としての役割を今まで以上に担うこととなった。新たな団体の利用促進を図るとともに、地域づくりがより一層推し進められるように地域と連携した事業を開催し、幅広い世代の利用者に親しまれる場となるよう努められたい。

2 全体意見

【所見】

準公金の取扱いについて

準公金は公金に準じて厳正かつ適切な取扱いが求められており、小中学校、幼稚園及び地域交流センターにおいては適切な管理に努められているところである。準公金は地方自治法や焼津市財務規則等の適用を受けないものの、問題があれば職員や市の責任が厳しく問われることになる。市民にとって公金か準公金かの違いはないことから、引き続き、関係各所と十分な協議の上、取扱いについては注意を払い管理及び出納事務を適切に行うよう要望する。

